2. 発生状況

平成20年10月~平成25年12月までに、運輸安全委員会が調査対象とし、事故等調査報告書を公表した船舶間衝突事故のうち、船首方の視界に制限のあった船舶(視界制限船)に関連する事故は75件でした。

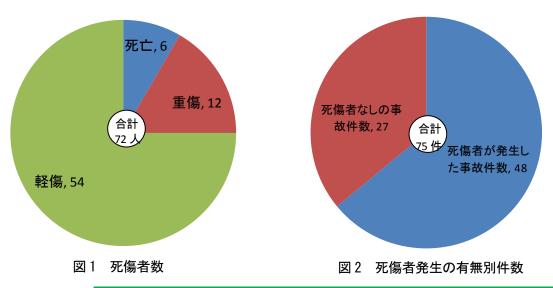
以下、これらの事故について、統計資料を図示します。

■ 死傷者の状況 ■

死傷者数は、計72人でした。

内訳は、死亡6人(8.3%)、重傷12人(16.7%)、軽傷54人(75.0%)となっています。 (図1参照)

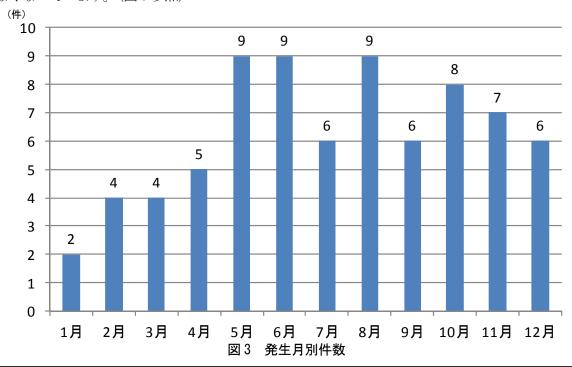
死傷者発生の有無別に事故発生件数をみると、死傷者が発生した事故が48件(64.0%)、死傷者なしの 事故が27件(36.0%)となっています。(図2参照)



発生月の状況

初夏から秋にかけ多発

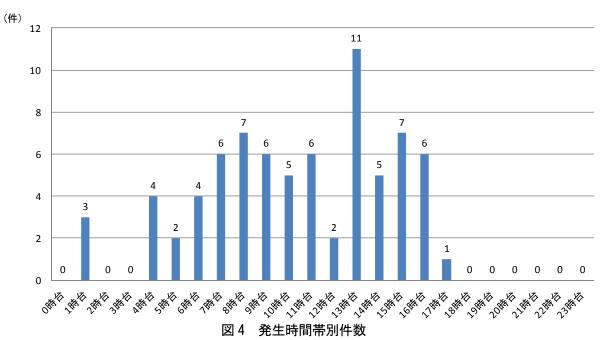
発生月別の状況をみると、5月、6月及び8月がそれぞれ9件(12.0%)、10月が8件(10.7%)などとなっており、比較的、初夏から秋にかけての時期における発生が多く、冬から春にかけての時期には少なくなっています。(図3参照)



■ 発生時間帯の状況

13時台に多発

発生時間帯別の状況をみると、13 時台が 11 件(14.7%) と最も多く、次いで 8 時台及び 15 時台がそれぞれ 7 件(9.3%) などとなっています。(図 4 参照)



■ 気象・視界の状況

大半が平穏な気象、視界良好時に発生

天気の状況別にみると、晴れが54件(72.0%)と最も多く、次いで、曇りが18件(24.0%)などとなっています。 (図5参照)

風力階級の状況別にみると、風力1が21件(28.0%)、なし及び風力2がそれぞれ20件(26.7%)などとなっており、なしから風力2までで全体の8割以上を占めています。 (図6参照)

海上の視界の状況別にみると、良好が71件(94.7%)であり、大部分の事故が視界は良好という状況で発生しています。(図7参照)

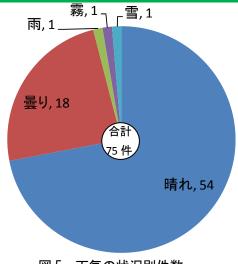
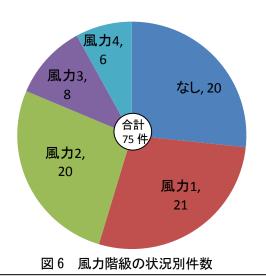


図5 天気の状況別件数





■ 発生場所の状況 |

発生場所は、九州北岸及び西岸が 22 件 (29.3%) と最も多く、次いで瀬戸内海等が 19 件 (25.3%)、本州南岸中部が 10 件(13.3%) の順となっており、これらの発生場所で全体の約7割を占めています。(図8参照)

当委員会では、海域や事故等種類を設定し、事故等の発生状況を地図上で表示することができる「船舶事故ハザードマップ」を提供しています。 併せてご活用ください。 (URL: http://jtsb.mlit.go.jp/hazardmap/)

> 本州南岸中部 10 件 瀬戸内海等 19 件 四国南岸 1 件 九州東岸及び南岸 1 件

■ 視界制限船の状況

漁船、5トン未満が大半を占めている

北海道北岸及び西岸 1件

本州北西岸北部 3件

本州北西岸中部 5件

本州北西岸西部 5件

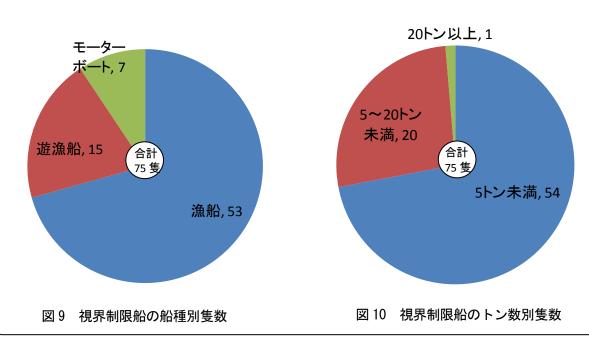
北海道東岸及び南岸

本州東岸北部 2件

3件

視界制限船を船種別にみると、漁船が53隻(70.7%)と最も多く、次いで遊漁船が15隻(20.0%)、モーターボートが7隻(9.3%)となっています。(図9参照)

また、視界制限船をトン数別にみると、5 トン未満が 54 隻 (72.0%) と最も多く、次いで 5~20 トン未満が 20 隻 (26.7%) などとなっています。(図 10 参照)



■ 速力の状況

事故発生前における視界制限船の速力は、9~16 ノット未満のものが 46 隻(61.3%)となっており、10 ノットを超えるものが全体の7割以上を占めています。

(図11参照)

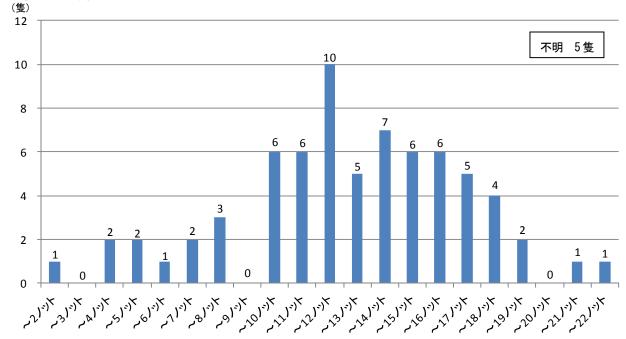


図11 視界制限船の速力区分別隻数

■ 死角の状況

視界制限船の死角の角度が判別できたのは、29 隻でした。

死角の角度別にみると、10~20°未満及び20° ~30°未満が、それぞれ 11 隻(37.9%)と最も多 く、次いで10°未満が3隻(10.3%)などとなって おり、10~30°未満で約8割を占めています。

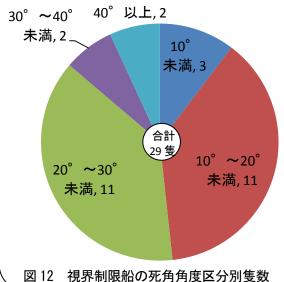
(図 12 参照)

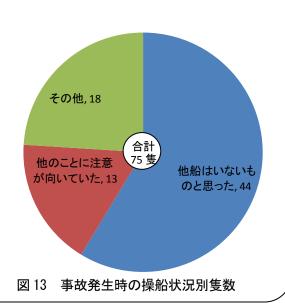
■ 事故発生時の操船状況 |

「思い込み」により多発

視界制限船の事故発生時の操船状況は、「他船はい ないものと思った(思い込み)」ものが44隻(58.7%)、 「他のことに注意が向いていた」ものが 13 隻 (17.3%)などとなっています。その他の状況として は、「レーダーを見ながら椅子に腰掛けていた」もの や「他の乗組員が見ているものと思った」ものなど が挙げられます。(図13参照)

操船者において、日常とられている視界の制限を 補う方法として、船首を左右に振る、立って身体を 左右に動かすといったことが挙げられています。





■ 衝突相手船等の状況

衝突相手船等の船種別にみると、モーターボートが 35 隻 (46.7%)と最も多く、次いで漁船が 29 隻 (38.7%)、ミニボート及び手漕ぎボートがそれぞれ3隻 (4.0%)などとなっており、モーターボート及び漁船で約9割を占めています。(図 14 参照)

衝突相手船等の長さ(全長又は登録長) 別にみると、5~10m 未満が 50 隻 (66.7%)、5m 未満が 13 隻 (17.3%)、10~15m 未満が 10 隻 (13.3%)などとなっており、10m 未満の船舶等で 8 割以上を占めています。(図 15 参照)

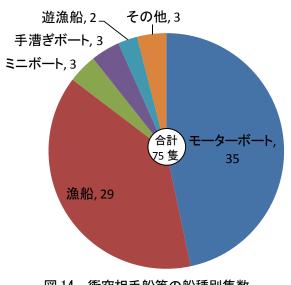


図14 衝突相手船等の船種別隻数



図 15 衝突相手船等の長さ別隻数

衝突相手船も「思い込み」により多発

衝突相手船等の動静別にみると、漂泊中が37隻(49.3%)、錨泊中が21隻(28.0%)、低速で航行中が9隻(12.0%)などとなっており、釣りなどで漂泊中又は錨泊中であったものが約8割を占めています。(図16参照)

また、視界制限船の接近に気付いた衝突相手船等 47 隻のうち、衝突相手船の対応別にみると、「(視界制限船が)避けてくれると思った、前後を通過すると思った」が 21 隻 (44.7%)と最も多く、次いで「手を振った、声を出した、笛を吹いた」が 16 隻 (34.0%)、「避航動作 (前進、後進、転舵)を行った」が 5 隻 (10.6%)、「(視界制限船が)何かの用事で接近すると思った」が 3 隻 (6.4%) などとなっており、相手船の接近に気付いても、「思い込み」により、衝突を避ける動作がとられないものが約半数を占めています。 (図 17 参照)

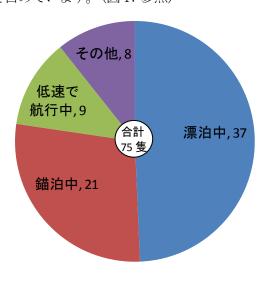


図 16 衝突相手船等の動静別隻数

